

令和 7 年 3 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第 1 号	太田市公平委員会委員選任の同意について	1
2	議案第 2 号	太田市公平委員会委員選任の同意について	2
3	議案第 3 号	太田市公平委員会委員選任の同意について	3
4	議案第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4
5	議案第 5 号	令和 6 年度太田市一般会計補正予算（第 9 号）について	5 (別冊)
6	議案第 6 号	令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	
7	議案第 7 号	令和 6 年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第 2 号）について	
8	議案第 8 号	令和 6 年度太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	
9	議案第 9 号	令和 6 年度太田市下水道事業等会計補正予算（第 3 号）について	
1 0	議案第 1 0 号	令和 7 年度太田市一般会計予算について	6 (別冊)
1 1	議案第 1 1 号	令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計予算について	
1 2	議案第 1 2 号	令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計予算について	
1 3	議案第 1 3 号	令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計予算について	
1 4	議案第 1 4 号	令和 7 年度太田市介護保険特別会計予算について	
1 5	議案第 1 5 号	令和 7 年度太田市太陽光発電事業特別会計予算について	
1 6	議案第 1 6 号	令和 7 年度太田市下水道事業等会計予算について	

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1 7	議案第 1 7 号	太田市附属機関設置条例の制定について	7
1 8	議案第 1 8 号	太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 1
1 9	議案第 1 9 号	太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	1 7
2 0	議案第 2 0 号	太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1 8
2 1	議案第 2 1 号	太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	4 1
2 2	議案第 2 2 号	太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4 2
2 3	議案第 2 3 号	太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例の一部改正について	4 3
2 4	議案第 2 4 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4 5
2 5	議案第 2 5 号	太田市自転車等駐輪場条例の一部改正について	4 9
2 6	議案第 2 6 号	太田市立学校給食センター設置条例の廃止について	5 0
2 7	議案第 2 7 号	太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 1
2 8	議案第 2 8 号	太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について	5 2
2 9	議案第 2 9 号	太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について	5 3
3 0	議案第 3 0 号	太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 4
3 1	議案第 3 1 号	太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	5 5
3 2	議案第 3 2 号	太田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 6

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
33	議案第33号	太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について	58
34	議案第34号	太田市手数料条例の一部改正について	65
35	議案第35号	太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正について	70
36	議案第36号	太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について	79
37	議案第37号	太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について	81
38	議案第38号	太田都市計画事業太田駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について	83
39	議案第39号	太田市下水道条例の一部改正について	85
40	議案第40号	太田市金山再生プロジェクト基金条例の制定について	87
41	議案第41号	太田市公園条例の一部改正について	89
42	議案第42号	財産の取得について（LED 照明器具一式）	90
43	議案第43号	財産の取得について（中学校教師用指導書一式）	92
44	議案第44号	財産の処分について（土地、建物）	94
45	議案第45号	市道路線の廃止及び認定について	96
46	議案第46号	太田市第一・第二クリーンセンター施設更新工事請負契約締結について	101

議案第 1 号

太田市公平委員会委員選任の同意について

太田市公平委員会委員山岸栄子は、令和 7 年 4 月 2 7 日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第2号

太田市公平委員会委員選任の同意について

太田市公平委員会委員山岸稔は、令和7年4月27日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 3 号

太田市公平委員会委員選任の同意について

太田市公平委員会委員横山溥は、令和 7 年 4 月 2 7 日任期満了になるため、その後任に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 7 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員星野信之は、令和7年3月31日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

- 議案第5号 令和6年度太田市一般会計補正予算（第9号）について 別冊
- 議案第6号 令和6年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について 別冊
- 議案第7号 令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第2号）について 別冊
- 議案第8号 令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について 別冊
- 議案第9号 令和6年度太田市下水道事業等会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第 10 号 令和 7 年度太田市一般会計予算について 別冊

議案第 11 号 令和 7 年度太田市国民健康保険特別会計予算について
別冊

議案第 12 号 令和 7 年度太田市後期高齢者医療特別会計予算について
別冊

議案第 13 号 令和 7 年度太田市八王子山墓園特別会計予算について
別冊

議案第 14 号 令和 7 年度太田市介護保険特別会計予算について 別
冊

議案第 15 号 令和 7 年度太田市太陽光発電事業特別会計予算につい
て 別冊

議案第 16 号 令和 7 年度太田市下水道事業等会計予算について 別
冊

議案第17号

太田市附属機関設置条例の制定について
太田市附属機関設置条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置及び担任する事項に関しては、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(設置)

第2条 太田市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任する事項)

第3条 附属機関は、別表担任する事項の欄に掲げる事項について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関は、その担任する事項のうち、特定又は専門の事項について審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に別表に掲げる附属機関に相当する合議体
になされている諮問等は、当該附属機関になされたものとみなす。

別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

執行機関	附属機関	担任する事項
市長	太田市まちづくり市民会議	太田市まちづくり基本条例（平成 17 年太田市条例第 318 号）の見直し等に関する事項
	太田市公共工事入札等監視委員会	本市が発注する建設工事等にかかる入札及び契約の適正化に関する事項
	太田市人権施策推進協議会	本市の人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進に関する事項
	太田市男女共同参画推進協議会	本市の男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進することに関する事項
	太田市 1 %まちづくり会議	1 %まちづくり事業の運営方法並びに地域からの提案の採択及びその採択を行うための基本的なルールに関する事項
	太田市美術館・図書館美術作品等収蔵委	収蔵する美術作品その他美術に関する資

	員会	料の選定、評価、保全及び処分に関する事項
	太田市地域密着型サービス運営委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、地域密着型サービス事業所の適正な運営を確保することに関する事項
	太田市特別養護老人ホーム等設置候補者選定委員会	特別養護老人ホーム等設置候補者の円滑かつ適正な選定に関する事項
	太田市地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会	地域包括支援センター設置候補者の公正かつ適正な選定に関する事項
	太田市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置、運営、評価等センターの適切、公正かつ中立な運営を確保することに関する事項
教育委員会	太田市教育委員会事務事業評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会が実施す

	る「事務事業の管理及び執行状況の点検評価」に関する事項
太田市学校給食運営委員会	太田市立幼稚園、小学校及び中学校の学校給食に関する事項
太田市中島知久平邸建造物調査・整備専門委員会	旧中島家住宅の文化的価値を損なわないための総合的な建造物調査並びにその保存活用事業を行うための調査及び整備に関する事項
太田市史跡金山城跡及び新田荘遺跡調査・整備専門委員会	史跡金山城跡並びに新田荘遺跡の保存活用事業を行うための調査及び環境整備に関する事項
太田市史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会	史跡上野国新田郡家跡における保存活用事業（発掘調査及び整備を含む。）を総合的に行うことに関する事項
太田市史跡金山城跡保存活用計画策定委員会	史跡金山城跡保存活用計画策定に関する事項

議案第18号

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。

別表第1選挙管理委員会の部中「7,900円」を「8,000円」に改め、同表選挙長の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表投票管理者の項中「12,800円」を「13,000円」に改め、同表期日前投票管理者の項中「11,300円」を「1

2,000円」に改め、同表中

開票管理者
選挙立会人

1回	10,800円
〃	8,900円

を「

1回	11,000円
----	---------

」に、

投票立会人
期日前投票立会

	日額	10,900円	を「	投票立
人	〃	9,600円		期日前

会人	日額	12,000円	に、
	半日額	6,000円	
投票立会人	日額	10,000円	
	半日額	5,000円	

「	開票立会人	1回	8,90
---	-------	----	------

0円」を「	開票立会人	1回	
	選挙立会人	〃	

9,000円	に改め、同表固定資産評価審査委員会の部及び公平
9,000円」	

委員会の部中「8,900円」を「10,000円」に、「7,900円」を「9,000円」に改め、同表国民健康保険運営協議会の部中「8,900円」を「9,000円」に、「7,900円」を「8,000円」に改め、同表社会教育委員会の部中「8,900円」を「10,000円」に、「7,900円」を「9,000円」に改め、同表特別職報酬等審議会の部中「8,900円」を「9,000円」に、「7,900円」を「8,000円」に改め、同表退職手当審査会の部中「委員長」を「会長」に、「8,900円」を「9,000円」に、「7,900円」を「8,000円」に改め、同表名誉市民選定審査委員会委員の項中「7,900円」を「8,000円」に改め、同表私立学校審議会の部中「8,900円」を「10,000円」に、「7,900円」を「9,000円」に改め、同表住居表示審議会の部中「8,900円」を「9,000円」に、「7,900円」を「8,000円」に改め、同表公務災害補償等認定委員会の部及び公務災害補償等審査

会の部中「8, 900円」を「10, 000円」に、「7, 900円」を「9, 000円」に改め、同表文化財保護審議会委員の項中「7, 900円」を「9, 000円」に改め、同表図書館協議会委員の項中「7, 900円」を「8, 000円」に改め、同表美術館・図書館運営委員会の部中「8, 900円」を「10, 000円」に、「7, 900円」を「9, 000円」に改め、同表安全安心まちづくり協議会委員の項中「7, 900円」を「8, 000円」に改め、同表空家等対策協議会委員の項中「7, 900円」を「9, 000円」に改め、同表放置自動車等対策協議会の部中「8, 900円」を「9, 000円」に、「7, 900円」を「8, 000円」に改め、同表総合計画審議会の部、都市計画審議会の部、景観審議会の部及び土地区画整理審議会の部中「8, 900円」を「10, 000円」に、「7, 900円」を「9, 000円」に改め、同表土地区画整理事業評価員の項中「7, 900円」を「8, 000円」に改め、同表環境審議会の部中「8, 900円」を「10, 000円」に、「7, 900円」を「9, 000円」に改め、同表青少年問題協議会委員の項中「7, 900円」を「9,

「 会 000円」に改め、同表中	いじめ問題専門委員会	委員長	〃
		委員	〃
		臨時委員	〃
	いじめ再調査委員会	委員長	〃
		委員	〃
		臨時委員	〃

を	8, 900円	「 いじめ問題専門委員会 いじめ再調査委員会
	7, 900円	
	7, 900円	
	8, 900円	
	7, 900円	
	7, 900円	

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例（平成２８年太田市条例第２０号。次項において「いじめ問題専門委員会等条例」という。）に定める額	に改め、同表学校適正規模及び
いじめ問題専門委員会等条例に定める額	」

適正配置審議会の部中「８，９００円」を「９，０００円」に、「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同表青少年センター運営協議会委員の項中「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同表資料館及び記念館等運営委員会の部中「８，９００円」を「１０，０００円」に、「７，９００円」を「９，０００円」に改め、同表福祉会館運営協議会の部中「８，９００円」を「９，０００円」に、「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同表こども館運営委員会の部中「８，９００円」を「９，０００円」に、「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同表児童館運営委員会の部及びモーテル類似旅館建築等審議会の部中「８，９００円」を「１０，０００円」に、「７，９００円」を「９，０００円」に改め、同表防災会議委員の項及び国民保護協議会委員の項中「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同表建築審査会の部、開発審査会の部及び太陽光発電設備設置審議会の部中「８，９００円」を「１０，０００円」に、「７，９００円」を「９，０００円」に改め、同表情報公開及び個人情報保護審査会の部及び行政不服審査会の部中「８，９００円」を「９，０００円」に、「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同表指定管理者候補者審査委員会の部中「８，９００円」を「１２，０００円」に、「７，９００円」を「１１，０００円」に改め、同表太田市高度救急医療支援センター運営委員会委員の項中「７，９００円」を「８，０００円」に改め、同表介護認定審査会の部中「１３，５００円」を「１４，０００円」に、「９，０

００円」を「１０，０００円」に改め、同表介護保険運営協議会の部
 中「８，９００円」を「１０，０００円」に、「７，９００円」を「９，
 ０００円」に改め、同表養護老人ホーム入所等判定委員会の部中「８，
 ９００円」を「９，０００円」に、「７，９００円」を「８，０００円」
 に改め、同表下水道事業審議会の部中「８，９００円」を「１０，０
 ００円」に、「７，９００円」を「９，０００円」に改め、同表障がい
 認定審査会の部中「１３，５００円」を「１４，０００円」に、「９，
 ０００円」を「１０，０００円」に改め、同表民生委員推薦会の部及
 び子ども・子育て会議の部中「８，９００円」を「１０，０００円」
 に、「７，９００円」を「９，０００円」に改め、同表に次のように加
 える。

まちづくり市民会議	会長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
公共工事入札等監視 委員会	委員長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
人権施策推進協議会	会長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
男女共同参画推進協 議会	会長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
１％まちづくり会議	委員長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
美術館・図書館美術作 品等収蔵委員会	委員長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
地域密着型サービス 運営委員会	委員長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
特別養護老人ホーム 等設置候補者選定委 員会	委員長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円
地域包括支援センタ ー業務委託先事業者 選定委員会	委員長	〃	１０，０００円
	委員	〃	９，０００円

地域包括支援センター運営協議会	会長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円
教育委員会事務事業評価委員会委員		〃	9,000円
学校給食運営委員会	委員長	〃	9,000円
	委員	〃	8,000円
中島知久平邸建造物調査・整備専門委員会	会長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円
史跡金山城跡及び新田荘遺跡調査・整備専門委員会	会長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円
史跡上野国新田郡家跡調査・整備専門委員会	会長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円
史跡金山城跡保存活用計画策定委員会	委員長	〃	10,000円
	委員	〃	9,000円

別表第1備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 投票立会人及び期日前投票立会人の報酬については、日額は投票に立ち会った時間が投票時間（選挙の投票所を開く時刻から投票所を閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）の2分の1を超える場合に、半日額は投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以下の場合に支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年太田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、同条第3項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同条第4項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定め

る。

第14条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第14条の2第2項第1号中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第15条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「第1号及び次項」を「第1号、次項及び第5項」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第15条第4項中「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の

1 項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条第3項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第21条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分

の１０５」に、「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に、「１００分の６１．２５」を「１００分の６０」に改める。

第３２条第２項中「及び第１２条から第１４条まで」を「、第１３条及び第１４条」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第４条関係）
行政職給料表

（単位：円）

職員の 区分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	１	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	２	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	３	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	４	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	５	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	６	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	７	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	８	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	９	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	

40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					
89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					

	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、消防職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、教育職員を除く。

別表第2（第4条関係）
消防職給料表

（単位：円）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700

19	248, 800	263, 800	282, 100	309, 200	358, 900	382, 400	414, 200	447, 400
20	250, 300	264, 900	283, 300	310, 100	360, 400	384, 000	415, 900	449, 000
21	251, 800	266, 200	284, 500	311, 000	361, 900	385, 600	417, 500	450, 400
22	253, 400	267, 400	285, 100	312, 300	363, 500	387, 200	419, 000	451, 100
23	254, 900	268, 700	285, 700	313, 600	365, 100	388, 900	420, 500	451, 800
24	256, 400	270, 000	286, 300	314, 900	366, 700	390, 600	421, 900	452, 500
25	257, 900	271, 400	286, 800	316, 200	368, 100	392, 300	423, 100	452, 900
26	259, 100	272, 800	287, 400	317, 700	369, 800	394, 300	424, 600	453, 400
27	260, 300	274, 100	288, 000	319, 000	371, 500	396, 200	426, 100	454, 000
28	261, 500	275, 400	288, 500	320, 100	373, 100	398, 100	427, 500	454, 600
29	262, 700	276, 400	289, 000	321, 100	374, 700	399, 800	429, 000	455, 200
30	264, 000	277, 700	289, 600	322, 300	376, 300	401, 200	430, 300	455, 900
31	265, 300	279, 000	290, 100	323, 500	377, 900	402, 400	431, 500	456, 400
32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	432, 700	456, 900
33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	433, 700	457, 400
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	434, 400	457, 700
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	435, 200	458, 000
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	435, 900	458, 400
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	436, 400	458, 800
38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	436, 800	459, 000
39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	437, 200	459, 300
40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	437, 500	459, 500
41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	437, 800	459, 900
42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	438, 100	460, 100
43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	438, 400	460, 300
44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	438, 700	460, 500
45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	438, 900	460, 900
46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	439, 200	
47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	439, 500	
48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	439, 800	
49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	440, 100	
50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	440, 400	
51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	440, 700	
52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	441, 000	
53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	441, 200	
54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	441, 500	
55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	441, 800	
56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	442, 100	
57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800	442, 300	
58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400	442, 600	
59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800	442, 900	
60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200	443, 100	
61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600	443, 300	
62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900	443, 600	
63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200	443, 900	
64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500	444, 200	
65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800	444, 400	
66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100	444, 700	
67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400	445, 000	
68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600	445, 300	
69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800	445, 500	
70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100	445, 800	
71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400	446, 100	
72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600	446, 400	
73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800	446, 600	
74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100		
75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400		
76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600		

77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800		
86	302,500	321,000	345,500	387,800				
87	303,200	322,000	347,000	388,400				
88	303,900	323,000	348,400	389,000				
89	304,600	324,000	349,700	389,300				
90	305,400	325,300	350,900	389,800				
91	306,200	326,500	352,100	390,300				
92	306,900	327,700	353,400	390,800				
93	307,400	328,900	354,700	391,200				
94	308,300	330,200	356,200	391,600				
95	309,200	331,400	357,700	392,100				
96	310,000	332,600	359,100	392,600				
97	310,800	333,800	360,400	393,000				
98	311,800	335,100	361,600	393,500				
99	312,700	336,300	362,700	394,000				
100	313,600	337,500	363,900	394,500				
101	314,500	338,900	365,000	394,800				
102	315,500	339,800	366,100	395,200				
103	316,500	340,800	367,200	395,700				
104	317,400	341,900	368,300	396,000				
105	318,200	343,000	369,500	396,300				
106	318,800	344,100	370,000	396,800				
107	319,400	345,100	370,600	397,300				
108	320,000	346,100	371,200	397,800				
109	320,500	347,300	371,800	398,100				
110	321,000	348,300	372,300	398,600				
111	321,400	349,300	372,700	399,100				
112	321,900	350,200	373,200	399,600				
113	322,700	351,100	373,600	399,900				
114	323,400	352,000	374,000	400,400				
115	324,100	353,000	374,500	400,900				
116	324,700	354,000	375,000	401,400				
117	325,300	355,000	375,400	401,800				
118	326,000	355,400	375,900	402,300				
119	326,700	356,000	376,500	402,700				
120	327,500	356,600	377,000	403,200				
121	328,100	356,900	377,200	403,600				
122	328,400	357,300	377,700					
123	328,900	357,700	378,200					
124	329,400	358,100	378,600					
125	329,700	358,500	379,100					
126		358,900	379,600					
127		359,300	380,100					
128		359,700	380,600					
129		360,100	380,900					
130		360,500	381,400					
131		360,900	381,900					
132		361,300	382,400					
133		361,500	382,700					
134		362,000	383,200					

	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和5年太田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第2項」を「前項」に改め、「、第3項による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第9条第1項中「、第12条から第14条まで及び第30条」を「及び第12条から第14条まで」に改め、同条第2項中「第3条第1項、第21条第1項及び第27条第2項」を「第21条第1項、第27条第2項及び第30条第2項」に改め、「、給与条例第3条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和5年太田市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」とを削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」とする。」を「100分の95」と、給与条例第30条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。」に改

める。

(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年太田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第12条から第14条まで」を「第13条、第14条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において太田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（次項及び附則別表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者等の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 前項に定めるもののほか、在職する他の職員との権衡上必要と認められる限度において、市長の承認を得て、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が受けていた号給は、第1条の規定による改正前の太田市一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正前の給与条例」という。)及びこれに基づく規程に従って定められたものでなければならない。(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 6 切替日から令和8年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の太田市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第13条及び第14条の規定は適用せず、改正前の給与条例第13条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる改正前の給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条 第3項	及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては、3,500円)	に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1人につき3,000円(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)には支給しない。)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(8級職員にあっては、3,500円)
	1万円	1万1,500円
第14条 第1項各 号列記以	扶養親族がある場合	扶養親族(8級職員にあっては扶養親族たる配偶者を除く。)がある場合、8級

外の部分		職員から 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合
第 1 4 条 第 1 項第 1 号	がある場合	がある場合（8 級職員に扶養親族たる配偶者としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
第 1 4 条 第 1 項第 2 号	を除く	及び 8 級職員に扶養親族たる配偶者としての要件を欠くに至った者がある場合を除く
第 1 4 条 第 2 項	扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定	扶養親族（8 級職員にあつては、扶養親族たる配偶者を除く。）がある場合においてはその者が職員となった日、8 級職員から 8 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者がある場合においてその職員に扶養親族たる父母等又は扶養親族たる子のいずれも前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 8 級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定
	死亡した日	死亡した日、8 級職員以外の職員から 8 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に

		扶養親族たる父母等又は扶養親族たる子のいずれも同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が8級職員となった日
第14条 第3項各 号列記以 外の部分	第1号	第1号、第3号、第3号の2
第14条 第3項第 2号	扶養親族で第1項の規定	扶養親族（8級職員にあっては扶養親族たる配偶者を除く。）で第1項の規定
第14条 第3項第 3号及び 第4号	(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合 (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合	(3) 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合（扶養親族たる配偶者、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合を含む。） (3)の2 扶養親族たる配偶者及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）

(3)の3 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合(前2号に掲げる場合を除く。)

(4) 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合(扶養親族たる配偶者で同項の規定による届出に係るもの、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合を含む。)

(4)の2 扶養親族たる配偶者で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合(前号に掲げる者を除く。)

(4)の3 扶養親族たる父母等で第1項の規定によ

		る届出に係るものがある職員で8級職員以外のもものが8級職員となった場合（前2号に掲げる者を除く。）
--	--	---

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の給与条例の規定の適用については、この規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条の2第2項 第1号	100分の4	100分の3
------------------	--------	--------

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 8 改正後の給与条例第15条第4項及び第16条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

（1）行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1

8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1
1 1	7	3	3	1	1	1
1 2	8	4	4	1	1	1
1 3	9	5	5	1	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1	1
1 5	1 1	7	7	3	1	1
1 6	1 2	8	8	4	1	1
1 7	1 3	9	9	5	1	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4

4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1		
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2		
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3		
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4		
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5		
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6		
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7		
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8		
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9		
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0		
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1		

7 4	7 0	6 6	6 6	6 2		
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3		
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4		
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5		
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0					
9 5	9 1					
9 6	9 2					
9 7	9 3					
9 8	9 4					
9 9	9 5					
1 0 0	9 6					
1 0 1	9 7					
1 0 2	9 8					
1 0 3	9 9					
1 0 4	1 0 0					
1 0 5	1 0 1					
1 0 6	1 0 2					

1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					

(2) 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1
1 1	7	3	3	1	1
1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7

2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0

5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		

9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				
1 1 4	1 1 0				
1 1 5	1 1 1				
1 1 6	1 1 2				
1 1 7	1 1 3				
1 1 8	1 1 4				
1 1 9	1 1 5				
1 2 0	1 1 6				
1 2 1	1 1 7				
1 2 2	1 1 8				

1 2 3	1 1 9				
1 2 4	1 2 0				
1 2 5	1 2 1				

議案第 21 号

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
改正について

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
を改正する条例

太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和 6 年
太田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第
6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 6 条第 2 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関
係と同様の事情にある者を含む。第 8 条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、この条例
による改正後の太田市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める
条例第 4 条の規定は適用せず、この条例による改正前の太田市技能
労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条の規定は、なお
その効力を有する。

議案第 22 号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「第 8 項」を「第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会
条例の一部改正について

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会
条例の一部を改正する条例

太田市いじめ問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例
(平成28年太田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第11条」に、「第11条—第17条」を「第
12条—第18条」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条中「第
8条」を「第9条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第6条第1項第4号中「第2条」とあるのは、
「第13条」と読み替えるものとする。

第15条を第16条とする。

第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次のよ
うに加える。

(報酬)

第6条 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例（平成17年太田市条例第62号）別表第1の太田市いじ
め問題専門委員会及び太田市いじめ再調査委員会条例に定める額

は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 日額10,000円
 - (2) 委員 日額9,000円
 - (3) 臨時委員 日額9,000円
 - (4) 前3号とは別に、第2条の事務に係る報告書の作成に従事したものと市長が認めるとき。 1時間当たり6,000円(委員長、委員及び臨時委員が報告書の作成に従事したものと市長が認める時間の合計は、一の諮問事項につき60時間を上限とする。)
- 2 前項第1号から第3号までの報酬は、その都度支給し、同項第4号の報酬は、報告書の完成した後に支給する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第24号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 太田市情報公開及び個人情報保護審査会条例（平成17年太田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 太田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年太田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第28条第3号及び第4号並びに第29条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 太田市職員の退職手当に関する条例（平成17年太田市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号及び第5項第2号、第20条の見出し、同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（太田市消防団条例の一部改正）

第5条 太田市消防団条例（平成17年太田市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（太田市行政不服審査会条例の一部改正）

第6条 太田市行政不服審査会条例（平成28年太田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第7条 太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成30年太田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第28条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（太田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第8条 太田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年太田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第5条及び第6条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりな

お従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条の規定による改正後の太田市一般職の職

員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（太田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の太田市職員の退職手当に関する条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに太田市職員の退職手当に関する条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 25 号

太田市自転車等駐輪場条例の一部改正について

太田市自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例

太田市自転車等駐輪場条例（平成 18 年太田市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表太田市治良門橋駅前自転車等駐輪場の項を削る。

別表太田市治良門橋駅前自転車等駐輪場の部を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第26号

太田市立学校給食センター設置条例の廃止について
太田市立学校給食センター設置条例を廃止する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市立学校給食センター設置条例を廃止する条例
太田市立学校給食センター設置条例（平成17年太田市条例第12
5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 27 号

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年太田市条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加
える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について
太田市保育士修学資金貸付条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
太田市保育士修学資金貸付条例（平成 29 年太田市条例第 16 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号に次のように加える。

オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園であつて、教育課程に係る教育時間終了後等に教育活動を常時行う施設

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

太田市放課後児童クラブ条例の一部改正について
太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 7 年 2 月 17 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
太田市放課後児童クラブ条例（平成 17 年太田市条例第 155 号）
の一部を次のように改正する。
別表太田市九合小第 2 放課後児童クラブの項の次に次のように加え
る。

太田市九合児童館放課後児童クラブ	太田市飯塚町 586 番地 2
------------------	-----------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年太田市条例第33号）の一部を次のように改正す
る。

第11条第3項中「修了したもの」を「修了したもの（放課後児童
健全育成事業者が研修の受講計画を定めた上で、放課後児童支援員と
しての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了
することを予定している者を含む。）」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部改正について

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等
を定める条例（平成27年太田市条例第16号）の一部を次のように
改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条
の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

太田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年太田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1

項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正
について

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成30年太田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「小規模特定事業の規制」を「小規模埋立等事業の規制」に改める。

第1条中「及び市民の安全」を削る。

第2条第3号中「小規模特定事業 土砂等埋立等区域（土砂等による埋立て等を行う区域をいう。以下同じ。）」を「小規模埋立等事業 土砂等による埋立て等を行う区域（以下「埋立等区域」という。）」に改め、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第4条中「、及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ず」を削り、「土砂等埋立等区域」を「埋立等区域」に改める。

第5条第2項中「又は災害」を削る。

「第3章 小規模特定事業の規制」を「第3章 小規模埋立等事業の規制」に改める。

第7条を次のように改める。

（小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の届出）

第7条 小規模埋立等事業を行おうとする者は、埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする日の30日前までに市長に土砂等の搬入計画（以下「搬入計画」という。）を届け出なければならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- (1) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- (3) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- (4) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等による埋立て等

2 前項の搬入計画を届け出ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名）
- (2) 埋立て等の目的
- (3) 埋立等区域の位置及び面積
- (4) 小規模埋立等事業を行う期間
- (5) 埋立等区域に搬入する土砂等の数量
- (6) 埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の届出書には、埋立等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条を次のように改める。

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第9条 第7条第1項の搬入計画の届出をした者は、同条第2項第1号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、相続、合併又は分割があったことにより同項第1号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に届け出るものとする。

第10条を次のように改める。

(土砂等の搬入の事前届出等)

第10条 第7条第1項又は前条の規定による届出（以下「搬入計画の届出等」という。）をした者は、当該届出等をした埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと及び同一の排出場所から搬入する土砂等の数量が規則で定める数量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出には、埋立等区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が規則で定める基準（以下この条において「性状基準」という。）に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定

めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

- (1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。
- (2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等であるとき。

3 市長は、搬入計画の届出等をした者が搬入しようとする土砂等が性状基準に適合しない場合であって、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、当該搬入計画の届出等をした者に対し、第1項の規定による届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

第11条の見出し中「小規模特定事業の完了等の手続」を「小規模埋立等事業の完了等の届出」に、同条第1項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に改め、同項第1号中「許可等を受けた小規模特定事業」を「搬入計画に係る小規模埋立等事業」に改め、同項第2号中「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第12条から第15条までを次のように改める。

第12条から第15条まで 削除

第16条第1項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に、「許可等に係る小規模特定事業区域」を「搬入計画に係る埋立等区域」に、「(小規模特定事業区域)」を「(埋立等区域)」に改め、同条第2項中「許可等を受けた者」を「搬入計画の届出等をした者」に、

「許可等に係る小規模特定事業区域」を「搬入計画に係る埋立等区域」に改める。

第17条を次のように改める。

(書類の備置き等)

第17条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画を届け出た日から当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、若しくは廃止する日まで、当該届出等に係る第7条第2項の搬入計画（第9条の変更の届出をした場合にあっては、その届出書を含む。）の写しその他規則で定める書類及び図面を当該届出等に係る埋立等区域又は届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模埋立等事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 搬入計画の届出等をした者は、当該届出等に係る小規模埋立等事業を完了し、若しくは廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条を次のように改める。

(改善命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入計画の届出等をした者に対し、期間を定めて小規模埋立等事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模埋立等事業の停止を命ずることができる。

- (1) 搬入計画の届出等をした者が第10条第1項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。
- (2) 第16条第1項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。

- (3) 搬入計画の届出等をした者が第17条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。
- (5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第1項を削り、同条第2項中「第9条第1項」を「第9条」に、「小規模特定事業」を「小規模埋立等事業」に、「災害」を「土壌の汚染」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を削る。

第22条中「又は災害の発生の防止」を削り、「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改める。

第23条第1項中「土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、同条第2項中「土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域」を「埋立等区域」に改め、「帳簿、」を削る。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

第27条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第27条 削除

第28条に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「又は第19条」を「、第19条又は第21条」に改める。

第29条第1号中「第10条第1項又は第12条第2項」を「第7条第1項、第9条又は第10条第1項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項」を「第16条第1項又は第2項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第30条第1号中「第9条第3項又は」を削る。

第31条中「第27条」を「第28条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成30年太田市条例第43号。以下「旧条例」という。）第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けて行われている小規模特定事業については、当該許可を受けた期間が満了する日（この条例の施行の日後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、旧条例の規定（第9条第1項（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する変更の場合に限る。）及び第21条第1項の規定を除く。）の適用を受けるものとする。

議案第34号

太田市手数料条例の一部改正について
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市手数料条例の一部を改正する条例

太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第5都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発行為許可申請に対する審査の項の次に次のように加える。

宅地造成及び 特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項及び第37条第1項の規定に基づく中間検査申請に対する審査	切土又は盛土をする土地の面積	0.3ヘクタール以下	3,700円
		0.3ヘクタールを超え2ヘクタール以下	5,600円
		2ヘクタールを超え4ヘクタール以下	9,400円
		4ヘクタールを超え7ヘクタール以下	16,000円
		7ヘクタールを超え10ヘクタール以下	28,000円
		10ヘクタールを超えるとき	39,000円

別表第6建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する計画通知に対する審査の項中「15,000円」を「16,000円」に、

「22,000円」を「26,000円」に、「35,000円」を「40,000円」に改め、同表備考中

「2 申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する確認申請等に対する審査の項に規定する額のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 昇降機を設置しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該昇降機1基につき14,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)
- (2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置しようとする場合 当該昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円

」を

「2 申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書に規定する特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当するものが含まれる場合(同法第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しが提出された場合を除く。)においては、建築物に関する確認申請等に対する審査の項に規定する手数料のほか、当該特定建築行為に係る建築物ごとの次の各号に掲げる区分に応じた額を合計した額(確認を受けた特定建築行為の計画を変更する場合は、変更する建築物ごとに当該額の2分の1に相当する額を合計した額)の手数料を納付しなければならない。

- (1) 一戸建て住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 11,000円
- (2) 一戸建て住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が2

00平方メートル以上のもの 13,000円

(3) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 22,000円

(4) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 34,000円

(5) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 54,000円

(6) 一戸建て住宅以外の住宅で特定建築行為に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 71,000円

3 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する確認申請等に対する審査の項に規定する額のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 昇降機を設置しようとする場合(次号に掲げる場合を除く。)

当該昇降機1基につき14,000円(小荷物専用昇降機については、9,000円)

(2) 確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置しようとする場合 当該昇降機1基につき10,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)

」に改め、同表手数料を徴収する事務欄中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第21項」を「第18条第30項」に改め、同表建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了通知に対する審査の部建築基準法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第30項の規定に基づく中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を

した場合の項中「24,000円」を「26,000円」に、「39,000円」を「40,000円」に改め、同部建築基準法第7条の3第5項、第7条の4第3項又は第18条第30項の規定に基づく中間検査合格証の交付を受けた建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合の項中「23,000円」を「25,000円」に、「38,000円」を「39,000円」に改め、同表備考中

「2 申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する完了検査申請等に対する審査の項に規定する額のほか、当該昇降機1基につき18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）とする。」

を

「2 申請又は通知に係る計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為が含まれる場合においては、建築物に関する完了検査申請等に対する審査の項に規定する手数料のほか、申請又は通知1件につき、次の各号に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 3,000円
- (2) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 4,000円
- (3) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 5,000円
- (4) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 8,000円
- (5) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が500平方

メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 13,000円

(6) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17,000円

(7) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 29,000円

(8) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 47,000円

(9) 要確認特定建築行為に係る部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 92,000円

3 申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれるときは、建築物に関する完了検査申請等に対する審査の項に規定する額のほか、当該昇降機1基につき18,000円（小荷物専用昇降機については、14,000円）とする。 」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和7年5月26日から施行する。

議案第35号

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部改正について

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（平成28年太田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第34条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第1条の2を削る。

第2条を次のように改める。

（消費性能適合性判定に係る手数料の額）

第2条 法第11条第1項又は第12条第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額（当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額）の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の

合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イただし書及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「性能基準等」という。）が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準又は同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準（以下「性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準又は同号イただし書及びロ（2）（以下「仕様基準」という。）が適用される建築物にあつては同表の第4欄に掲げる額

- (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積（省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第5号ア、第3条第1項第2号及び第4号ア並びに同条第2項第2号及び第4号アにおいて同じ。）の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第4欄に掲げる額
- (3) 非住宅建築物（住宅以外の建築物をいう。以下同じ。）（当該建築物の全部を工場等（工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）の用途に供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係

る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準（以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 非住宅建築物（当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び住宅部分以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）を有する建築物をいう。以下同じ。） 次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するか

に応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。） 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあつては同項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する額の手数料を納付しなければならない。

第3条を次のように改める。

（消費性能向上計画認定手数料の額）

第3条 消費性能向上計画について、法第29条第1項の規定による認定（以下「消費性能向上計画の認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に

掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導性能基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準又は同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準（以下「誘導性能・仕様併用基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導仕様基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあっては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあっては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあっては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に規定する基準、同号イ（1）及びロ（2）に規定する基準、同号イ（2）及びロ（1）に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準（以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。）が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号イ（2）及びロ（2）に規定する基準（以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。）が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合
住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の

区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 一戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第3の第1欄に

掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

- (4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合
住宅部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第5欄に掲げる額

イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合
非住宅部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第4欄に掲げる額

ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額

(ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額

(イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額

- 3 消費性能向上計画について、法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をする者は、第1項又は前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額（新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては第1項又は前項の規定により算出した額）の手数料を納付しなければならない。

- 4 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前3項に規定する申請をする者は、前3項に定める額の手数料のほか、同条第3項に規定する他の建築物について前3項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

- 5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条

第2項（これらの規定を同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、第1項から前項までの規定により納付すべき手数料のほか、太田市手数料条例（平成17年太田市条例第79号）第2条第1項第6号の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

「

別表第1中	第3欄	第4欄	を
	18,000円	5,000円	
	19,000円	5,000円	

」

「

第3欄	第4欄	第5欄	に改める。
23,000円	18,000円	5,000円	
26,000円	19,000円	5,000円	

」

別表第2を削る。

「

別表第3中	第3欄	第4欄	を
	31,000円	9,000円	
	54,000円	19,000円	
	97,000円	42,000円	
	146,000円	75,000円	

」

第3欄	第4欄	第5欄	
47,000円	31,000円	9,000円	
79,000円	54,000円	19,000円	
138,000円	97,000円	42,000円	
201,000円	146,000円	75,000円	

に改める。

同表を別表第2とする。

別表第4中「第1条の2、」を削り、同表を別表第3とする。

別表第5中「第1条の2」を「第2条」に、

第1欄	第2欄	第3欄	
300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満	30,000円	26,000円	を

第1欄	第2欄	第3欄	
300平方メートル未満	21,000円	17,000円	
300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満	30,000円	26,000円	に改め、

同表を別表第4とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第36号

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例
の一部改正について

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例
の一部を改正する条例

太田都市計画事業東矢島土地区画整理事業施行に関する条例（平成17年太田市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第3条中「太田市南矢島町」の次に「、太田市高林寿町」を加える。

第27条第1項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、当該法定利率以内で規則で定める率）」に改め、同項の表中「5万円未満」を「1万円以上5万円未満」に、「10万円以上30万円未満」を「10万円以上20万円未満」に、「30万円以上60万円未満」を「20万円以上30万円未満」に、「60万円以上100万円未満」を「30万円以上50万円未満」に、「100万円以上」を「50万円以上」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回目以後の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回目以後の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割の

回数で除して得た額（１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）にその回の利子を加えて得た金額とする。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第37号

太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業施行に関する条例（平成17年太田市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、太田市泉町」を削り、「、太田市中根町」を「及び太田市中根町」に改め、「及び太田市新田木崎町」を削る。

第27条第1項中「年6パーセント」を「、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規則で定める率）」に改め、同項の表中「5万円未満」を「1万円以上5万円未満」に、「10万円以上30万円未満」を「10万円以上20万円未満」に、「30万円以上60万円未満」を「20万円以上30万円未満」に、「60万円以上100万円未満」を「30万円以上50万円未満」に、「100万円以上」を「50万円以上」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回目以後の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額

とし、第2回目以後の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）にその回の利子を加えて得た金額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第38号

太田都市計画事業太田駅周辺土地区画整理事業施行に関する
条例の一部改正について

太田都市計画事業太田駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田都市計画事業太田駅周辺土地区画整理事業施行に関する
条例の一部を改正する条例

太田都市計画事業太田駅周辺土地区画整理事業施行に関する条例
(平成17年太田市条例第212号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、当該法定利率以内で規則で定める率）」に改め、同項の表中「5万円未満」を「1万円以上5万円未満」に、「10万円以上30万円未満」を「10万円以上20万円未満」に、「30万円以上60万円未満」を「20万円以上30万円未満」に、「60万円以上100万円未満」を「30万円以上50万円未満」に、「100万円以上」を「50万円以上」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回目以後の納付額又は交付額の総額（利子を除く。）を控除して得た額とし、第2回目以後の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額（100円未満の端数を生じたときは、これを

切り捨てた額) にその回の利子を加えて得た金額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第39号

太田市下水道条例の一部改正について
太田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市下水道条例の一部を改正する条例

太田市下水道条例（平成17年太田市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「専属」を「選任」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同項第4号中「専属」を「選任」に、「の住民票の写し及び」を「に係る」に、「下水道排水設備工事責任技術者免状（以下「免状」という。）」を「責任技術者証」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第5号中「専属する責任技術者」を「選任する責任技術者」に、「に専属することとなる」を「が選任する」に改める。

第8条第1項第1号中「規定による」を「規定により」に、「の資格を有する者が1人以上専属している者であること」を「として登録を受けた者を選任していること」に改め、同項第4号中「破産手続開

始の決定を受けて」を「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」に改める。

第9条の見出し中「専属等」を「選任等」に改め、同条第1項中「資格を有している」を「登録を受けている」に、「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、群馬県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条第1項中「次条」を「指定工事店が選任する責任技術者として認められる者は、次条」に、「免状の交付を受けた者は責任技術者の資格を有する」を「責任技術者の登録及び責任技術者証の交付を受けている者とする」に改め、同項ただし書から同条第3項までの規定中「に専属」を「が選任」に改め、同項第1号中「破産手続開始の決定を受けて」を「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」に改める。

第15条第1項第7号中「専属」を「指定工事店が選任」に改める。

第19条第1項第5号中「0.5」を「0.2」に改め、同項第43号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

太田市金山再生プロジェクト基金条例の制定について
太田市金山再生プロジェクト基金条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市金山再生プロジェクト基金条例

(設置)

第1条 金山の整備及び維持管理に要する経費の財源に充てるため、
太田市金山再生プロジェクト基金（以下「基金」という。）を設置
する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、指定寄附金の額その他の予算で
定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ
有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券
に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上
して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの

方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第41号

太田市公園条例の一部改正について
太田市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市公園条例の一部を改正する条例
太田市公園条例（平成17年太田市条例第223号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「太田市北部運動公園」を「太田市運動公園及び八王子山公園」に改め、同部駐車場の款を削り、同表備考を削る。

別表第3中「八王子山公園」を「八王子山公園墓地」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

財産の取得について

次のとおり尾島庁舎ほか8施設のLED照明器具一式を取得するものとする。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 尾島庁舎ほか8施設LED照明器具一式 |
| 2 取得の目的 | 全ての蛍光灯が製造終了となることに
伴い、LED照明器具へ早期転換を図り、光
熱水費の削減と脱炭素化を推進するため |
| 3 取得予定価格 | 205,154,400円 |
| 4 取得の方法 | 所有権移転付き賃貸借契約の期間満了後の
無償譲渡による |
| 5 契約の方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 6 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番
6号 |

NTT・TCリース株式会社 関東支店
支店長 臼井 淳

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

施設名称	器具台数 (台)	取得予定価格 (円)
尾島庁舎	9 1 7	4 1, 9 8 9, 2 0 0
太田行政センター	2 3 2	6, 9 5 6, 4 0 0
尾島生涯学習センター	6 1 6	3 4, 7 6 8, 8 0 0
木崎行政センター	2 5 1	1 0, 5 6 0, 0 0 0
生品行政センター	2 9 2	1 1, 7 2 1, 6 0 0
高山彦九郎記念館	2 3 3	1 2, 4 8 7, 2 0 0
テクノプラザおおた	1, 0 9 7	5 5, 6 2 4, 8 0 0
クリーンセンター	4 2 6	2 0, 3 5 8, 3 6 0
新田クリーンセンター	2 0 9	1 0, 6 8 8, 0 4 0
合計	4, 2 7 3	2 0 5, 1 5 4, 4 0 0

- 2 取得予定日 契約締結の日から令和8年2月28日までの間にLED照明器具を設置し、完了した施設から順次賃貸借を始め、それぞれ10年を経過した日

議案第43号

財産の取得について

次のとおり中学校教師用指導書一式を取得するものとする。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|----------|--|
| 1 取得財産 | 中学校教師用指導書一式 |
| 2 取得の目的 | 中学校用教科書の改訂に伴い、市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）における学習指導用として取得するもの |
| 3 取得予定価格 | 41,345,700円 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 契約の相手方 | 太田市本町14番27号
株式会社ナカムラヤ
代表取締役 中村 光雄 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

区分	取得数 (冊)	取得予定価格 (円)
第1学年用指導書（新しい数学1 ほか15種類）	272	21,383,450
第2学年用指導書（新しい数学2 ほか5種類）	102	10,780,550
第3学年用指導書（新しい数学3 ほか4種類）	85	9,181,700
合 計	459	41,345,700

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年3月25日まで

議案第44号

財産の処分について
次のとおり財産を処分するものとする。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

1 処分する財産

(1) 土地

所在等	地目	地積
太田市清原町12番1	宅地	17,967.58㎡
太田市清原町12番28	宅地	18,952.34㎡

(2) 建物

所在地 太田市清原町12番地1

名称	構造	延床面積
第一管理事務所	鉄骨造2階建	976.27㎡
危険物倉庫	鉄骨造平家建	100.00㎡
第一倉庫	鉄骨造平家建	1,500.00㎡
ポンプ室	軽量鉄骨造平家建	10.00㎡

2 処分予定価格 812,310,000円

3 処分の方法 随意契約

4 契約の相手方 太田市清原町12番地1

株式会社太田国際貨物ターミナル

代表取締役社長 黒 岩 慶 太

5 処分予定日 令和7年4月1日



議案第45号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

廃止路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	13-296	太田藤阿久稻荷舞296号線	太田市藤阿久町304番3	なし
			太田市藤阿久町304番6	
2	14-88	太田菅塩西長岡88号線	太田市菅塩町611番	なし
			太田市西長岡町1651番2	
3	14-797	太田大島中ノ前797号線	太田市大島町430番1	なし
			太田市大島町677番	
4	15-170	太田台之郷新屋敷170号線	太田市台之郷町1215番	なし
			太田市台之郷町1199番1	
5	15-1048	太田台之郷町1048号線	太田市台之郷町1164番5	なし
			太田市台之郷町1164番7	
6	15-820	太田下小林上820号線	太田市下小林町371番1	なし
			太田市下小林町462番2	
7	16-1285	太田市場町1285号線	太田市市場町748番3	なし
			太田市市場町748番3	
8	32-31	尾島中部31号線	太田市粕川町598番1	なし
			太田市粕川町693番	
9	32-32	尾島中部32号線	太田市粕川町579番1	なし
			太田市粕川町670番	
10	32-46	尾島中部46号線	太田市粕川町585番1	なし
			太田市粕川町353番	
11	32-480	尾島中部480号線	太田市亀岡町518番6	なし
			太田市亀岡町518番5	

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起点 終点		重要な 経過地
1	12-1484	太田龍舞町1484号線	太田市龍舞町1542番1	地先	なし
			太田市龍舞町1498番8	地先	
2	12-1485	太田西矢島町1485号線	太田市西矢島町225番8	地先	なし
			太田市西矢島町225番15	地先	
3	12-1486	太田福沢町1486号線	太田市福沢町176番1	地先	なし
			太田市福沢町176番1	地先	
4	12-1487	太田東矢島町1487号線	太田市東矢島町1390番3	地先	なし
			太田市東矢島町1390番6	地先	
5	12-1488	太田内ヶ島町1488号線	太田市内ヶ島町1211番5	地先	なし
			太田市内ヶ島町1216番1	地先	
6	13-1336	太田藤阿久町1336号線	太田市藤阿久町214番176	地先	なし
			太田市藤阿久町214番177	地先	
7	13-1337	太田藤阿久町1337号線	太田市藤阿久町277番13	地先	なし
			太田市藤阿久町277番13	地先	
8	13-1338	太田藤阿久町1338号線	太田市藤阿久町283番2	地先	なし
			太田市藤阿久町283番8	地先	
9	13-1339	太田下田島町1339号線	太田市下田島町1248番4	地先	なし
			太田市下田島町1248番5	地先	
10	13-1340	太田下田島町1340号線	太田市下田島町1553番1	地先	なし
			太田市下田島町1556番	地先	
11	13-1341	太田岩瀬川町1341号線	太田市岩瀬川町478番62	地先	なし
			太田市岩瀬川町496番2	地先	
12	13-1342	太田下田島町1342号線	太田市下田島町1559番15	地先	なし
			太田市下田島町1559番18	地先	
13	13-1343	太田由良町1343号線	太田市由良町1430番2	地先	なし
			太田市由良町1430番4	地先	
14	13-1344	太田宝町1344号線	太田市宝町10番3	地先	なし
			太田市宝町10番5	地先	
15	13-1345	太田宝町1345号線	太田市宝町725番6	地先	なし
			太田市宝町725番6	地先	
16	13-1346	太田藤阿久町1346号線	太田市藤阿久町304番3	地先	なし
			太田市藤阿久町275番14	地先	
17	14-1554	太田鶴生田町1554号線	太田市鶴生田町912番5	地先	なし
			太田市鶴生田町912番8	地先	
18	14-1555	太田鳥山上町1555号線	太田市鳥山上町1417番12	地先	なし
			太田市鳥山上町1417番15	地先	
19	14-1556	太田新道町1556号線	太田市新道町105番41	地先	なし
			太田市新道町105番41	地先	

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起点 終点		重要な 経過地
20	14-1557	太田菅塩西長岡1557号線	太田市菅塩町611番	地先	なし
			太田市西長岡町1702番	地先	
21	14-1558	太田西長岡町1558号線	太田市西長岡町1651番3	地先	なし
			太田市西長岡町1651番2	地先	
22	14-1559	太田大島中ノ前1559号線	太田市大島町430番1	地先	なし
			太田市大島町676番3	地先	
23	15-1094	太田台之郷町1094号線	太田市台之郷町1123番7	地先	なし
			太田市台之郷町1124番	地先	
24	15-1095	太田台之郷町1095号線	太田市台之郷町975番1	地先	なし
			太田市台之郷町968番10	地先	
25	15-1096	太田台之郷町1096号線	太田市台之郷町978番1	地先	なし
			太田市台之郷町971番5	地先	
26	15-1097	太田台之郷町1097号線	太田市台之郷町1151番1	地先	なし
			太田市台之郷町1151番3	地先	
27	15-1098	太田台之郷町1098号線	太田市台之郷町1214番1	地先	なし
			太田市台之郷町1210番2	地先	
28	15-1099	太田台之郷町1099号線	太田市台之郷町1164番5	地先	なし
			太田市台之郷町1148番5	地先	
29	16-1305	太田高瀬町1305号線	太田市高瀬町167番4	地先	なし
			太田市高瀬町164番10	地先	
30	16-1306	太田市場町1306号線	太田市市場町748番3	地先	なし
			太田市市場町760番14	地先	
31	21-795	新田東西795号線	太田市新田木崎町148番13	地先	なし
			太田市新田木崎町148番10	地先	
32	32-484	尾島中部484号線	太田市亀岡町346番5	地先	なし
			太田市亀岡町346番7	地先	
33	32-485	尾島中部485号線	太田市粕川町598番2	地先	なし
			太田市粕川町693番	地先	
34	32-486	尾島中部486号線	太田市粕川町579番1	地先	なし
			太田市粕川町577番	地先	
35	32-487	尾島中部487号線	太田市粕川町575番	地先	なし
			太田市粕川町670番	地先	
36	32-488	尾島中部488号線	太田市粕川町535番	地先	なし
			太田市粕川町353番1	地先	
37	32-489	尾島中部489号線	太田市亀岡町518番6	地先	なし
			太田市亀岡町518番3	地先	
38	41-374	藪塚本町第一374号線	太田市大原町1533番26	地先	なし
			太田市大原町1533番20	地先	

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
39	43-435	藪塚本町第三435号線	太田市大久保町319番13	なし
			太田市大久保町343番1	
40	43-436	藪塚本町第三436号線	太田市大久保町56番14	なし
			太田市大久保町44番3	
41	44-693	藪塚本町第四693号線	太田市大原町383番63	なし
			太田市大原町398番54	
42	44-694	藪塚本町第四694号線	太田市藪塚町2952番4	なし
			太田市藪塚町2952番34	
43	44-695	藪塚本町第四695号線	太田市大原町40番87	なし
			太田市大原町40番69	
44	44-696	藪塚本町第四696号線	太田市大原町50番1	なし
			太田市大原町50番58	

議案第46号

太田市第一・第二クリーンセンター施設更新工事請負契約締結
について

太田市第一・第二クリーンセンター施設更新工事の請負契約を次の
とおり締結するものとする。

令和7年2月17日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 目 的 | 太田市第一・第二クリーンセンター施設更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市古戸町1139番ほか地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 263,120,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友重機械エンバイロメント株式会社
代表取締役社長 永 井 貴 徳 |

太田市第一・第二クリーンセンター施設更新工事請負契約締結 について附属資料

1 工事の概要

太田市第一・第二クリーンセンターに新規井戸を設置し、低下している揚水量を必要十分に確保できるように改良するもの。

また、確保した水量をより適正に利用するために必要となる機械設備の更新等を行うもの。

(1) 土木工事

- ・ さく井工 し尿等の処理に要する希釈水のための井戸の設置

掘削深：1 5 0 m

口 径：φ 2 5 0 mm

数 量：1 基

(2) 機械設備工事 新規井戸設置に伴うポンプ類等の更新工

- ・ 井戸ポンプ 1 台
- ・ プロセス水槽 2 槽
- ・ 希釈水ポンプ 2 台
- ・ プロセス用水ポンプ 1 組
- ・ 給水移送ポンプ 2 台

(3) 電気設備工事 新規井戸設置に伴う制御盤及び計装設備等の更新工

- ・ D C S改造 1 式
- ・ P L C及びタッチパネル更新 1 式
- ・ 盤工事 1 式
- ・ 電気及び配線工事 1 式

2 工 期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和8年3月19日

3 指名競争入札指名業者

株式会社ヤマト

カナデビア株式会社東京本社（辞退）

月島JFEアクアソリューション株式会社東日本支社（辞退）

水道機工株式会社東京支店（辞退）

三菱化工機株式会社水環境営業部（辞退）

クボタ環境エンジニアリング株式会社（辞退）

株式会社クリタス（辞退）

メタウォーター株式会社首都圏北部営業部（辞退）

住友重機械エンバイロメント株式会社

水i n gエンジニアリング株式会社北関東支店（辞退）